

令和5年度総合評価落札方式【業務】 評価項目等の見直し概要

令和5年7月 青森県 漁港漁場整備課

令和5年7月1日以降入札公告を行う業務から、総合評価落札方式に関する運用の手引きについて、下記のとおり一部見直しのうえ運用しますので、お知らせします。

1. **改定** 総合評価落札方式の「標準型」の対象を拡大

「標準型」の適用の対象となる「業務の難易度が高く、評価テーマに関する技術提案を求めることによって品質向上が期待できる土木関係建設コンサルタント業務（複合業務は除く）」については、設計額1千万円以上を対象としていましたが、設計額5百万円以上に対象を拡大します。

設計額	土木関係コンサルタント業務	
	標準型	簡易型
1千万円以上	○	○
5百万円以上	○	—

2. **改定** 「標準型」の価格評価と技術評価の配点ウェイトを1：2に変更

難易度の高い業務を対象とする「標準型」について、技術評価を重視し、従来の配点ウェイトである1：1から1：2に変更します。

	見直し前			見直し後		
	価格評価点	技術評価点	ウェイト	価格評価点	技術評価点	ウェイト
標準型	60	60	1：1	30	60	1：2
簡易型	60	60	1：1	60	60	1：1

3. **改定** 優良建設関連業務表彰の対象業務箇所を青森県内に限定

企業及び技術者に対する国からの表彰の対象業務箇所を、従来の東北管内から「青森県内」を含むものに変更します。

4. その他

新型コロナウイルス感染症に係る「継続教育(取得単位)」の暫定措置を延長します。（別紙参照）